



平成 23 年 6 月 30 日
港湾局総務課

下関港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成 23 年 6 月 30 日の運輸審議会において、国土交通省設置法第 15 条第 3 項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣認可については、速やかに行う予定です。

記

下関港港湾区域の変更（申請者 下関市）

【連絡先】

港湾局総務課 田中、東

Tel : 03-5253-8111 (内線 46164)

03-5253-8662 (直通)

案事請申

下関港港湾区域変更予定図

